

(受理番号) 4-10	(受理年月日) 令和4年11月16日
<p>件名</p> <p>要旨</p>	<p>陳 情</p>
	<p>安全・安心の医療・介護の実現のため、人員増と処遇改善を求める意見書の提出について</p> <p>新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となった。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医療や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因である。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題である。</p> <p>毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求める。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要である。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項について、地方自治法第99条に基づき国に対する意見書を提出するよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。</li> <li>2 医療や介護現場における「夜勤交代制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。</li> <li>② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。</li> <li>③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。</li> </ol> </li> <li>3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。</li> <li>4 患者・利用者の負担を軽減すること。</li> </ol>
<p>部 名</p>	<p>健康福祉部</p>